



福岡県医第1129号(地)

平成22年 8月24日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

平成23年度医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金、
医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金に係る事業計画の
提出について

貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜
り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記補助金について、別添のとおり、各病院へ照会された旨、福岡県
保健医療介護部より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了知いただきますようお願い
申し上げます。

なお、県庁医療指導課より福岡県病院協会・福岡県私設病院協会にも別途通
知されていることを申し添えます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

22医指第1392号

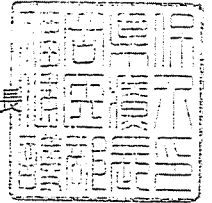
平成22年8月13日

社団法人 福岡県医師会長

社団法人 福岡県病院協会 殿

社団法人 福岡県私設病院協会 殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

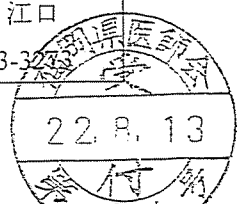


平成23年度医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金、
医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金に係る事業計画
の提出について（通知）

本県保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記補助金について、別紙のとおり、照会しておりますので、貴会の会員への指導方
よろしくをお願いします。

添付資料 「補助事業計画回答要領」
「平成23年度補助事業一覧表」
「補助希望概要書(様式) 1・2」
「補助事業計画上の留意点(平成23年度)」
「病院への照会文」

福岡県保健医療介護部
医療指導課
地域医療係：江口
TEL：092-643-3233





「公印省略」

22医指第1392号

平成22年8月13日

病院の管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長

平成23年度医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金に係る事業計画の提出について（照会）

このことについて、平成23年度において、医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金に関して、別紙「補助事業一覧表」に該当する補助事業を計画し、補助金を希望される場合は、「補助事業計画回答要領」により、関係資料の提出をお願いします。

添付資料 「補助事業計画回答要領」
「補助事業計画上の留意点(平成23年度)」
「平成23年度補助事業一覧表」
「補助希望概要書(様式)1・2」

福岡県保健医療介護部
医療指導課
地域医療係：江口
TEL：092-643-3273
FAX：092-643-3277

補助事業計画回答要領

○書類の提出について

今回送付した「補助事業一覧表」中の「補助内容」と「主な補助条件」、別紙「補助金事業計画上の留意点」をご理解の上、平成23年度において、補助を希望する事業がある場合、以下により書類の提出をお願いします。（補助希望がない場合は回答不要です。）

2回に分けて書類の提出をお願いします。

補助事業ごとに、最終的に必要となる書類が異なることから、第1回目の提出書類で補助希望事業者及び補助希望事業を把握し、これを踏まえ、第2回目の提出書類として、各事業ごとの様式の提出をお願いします。

○第1回目の書類提出

提出書類：①「補助希望概要書1」・・・近代化施設整備を除く全ての事業。

（設備整備の場合は、必ず見積書を添付すること）

②「補助希望概要書2」・・・近代化施設整備のみ。

※様式の電子データは、福岡県のホームページ内で入手可能です。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b02/hojo.html>

第2回目の書類提出に必要な様式等は、電子メールにて配布いたしますので、概要書にメールアドレスを忘れずに記入してください。

提出期限：平成22年9月27日(月)

提出先：県医療指導課

FAXで提出してください。（FAX番号（092）643-3277）

○第2回目の書類提出

提出書類：①様式「計画書」（各補助事業者担当者が電子メールにより送信したもの）

②様式「平成23年度事業の説明」

（各補助事業者担当者が電子メールにより送信したもの）

③施設整備事業費内訳（施設整備の場合）

④平面図・見積書・スケジュール表等（施設整備の場合）

⑤見積書・カタログ等（設備整備の場合）

提出期限：平成22年10月8日(金)

提出先：県医療指導課各補助金担当者宛

郵送又は電子メールにて提出してください。

（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号）

※各補助金担当者のメールアドレス

地域医療係 井坂 和徳 izaka-k5380@pref.fukuoka.lg.jp

馬田 隆史 mada-t9250@pref.fukuoka.lg.jp

井上 悠 inoue-h8039@pref.fukuoka.lg.jp

医療指導係 中村 光宏 nakamura-m7880@pref.fukuoka.lg.jp

阿部 健 abe-t3330@pref.fukuoka.lg.jp

瀬口 加久美 seguchi-k5460@pref.fukuoka.lg.jp

看護指導係 栢田 真矢 masuda-s7799@pref.fukuoka.lg.jp

松崎 透子 matsuzaki-t2019@pref.fukuoka.lg.jp

補助事業一覧表

※この補助事業一覧は、基準額等では一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

No.	平成23年度 補助事業名	補 助 内 容	補助金等の名称	（※所定たり基準額等 （面積の場合、面積に基準単価を乗じた額が補助基準額となる）	補助率 （基準額×補助率）	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課・係 担当者 直通電話番号	照会先 （補助対象者）
1	へき地医療拠点病院施設整備事業	へき地医療拠点病院として必要な新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	医療施設等施設整備費補助金	担当者要照会	1	都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備	医療指導體 地域医療係 井上 直通092-643-3273	へき地医療 拠点病院
2	へき地診療所施設整備事業	へき地診療所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	医療施設等施設整備費補助金		1/2	市町村、公的病院、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収及び増改築に係る施設整備		へき地診療所
3	過疎地域等特定診療所施設整備事業	過疎地域特定診療所（眼科、耳鼻いんこう科又は歯科）として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	医療施設等施設整備費補助金		3/4	市町村が行う過疎地域特定診療所の施設整備		市町村
4	へき地医療拠点病院設備整備事業	へき地医療拠点病院として必要な医療機器	医療施設等設備整備費補助金		1	都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備		へき地医療 拠点病院
5	へき地診療所設備整備事業	へき地診療所として必要な医療機器	医療施設等設備整備費補助金		1/2	市町村、公的病院、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所の設備整備		へき地診療所
6	へき地患者輸送車（艇）整備事業	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	医療施設等設備整備費補助金		1/2	市町村が行う患者輸送車、患者輸送艇の整備		市町村
7	へき地巡回診療車（艇）整備事業	巡回診療用自動車及び積載する医療機器購入費	医療施設等設備整備費補助金		1/2	市町村、公的病院が行う巡回診療車の整備		市町村 へき地医療 拠点病院 民間病院
8	離島歯科巡回診療用設備整備事業	歯科巡回診療に必要な歯科医療機器購入費	医療施設等設備整備費補助金		1/2	市町村が行う歯科巡回診療に必要な医療機器の整備		市町村
9	へき地・離島診療支援システム設備整備事業	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受診システム、テレビ会議システム及び付属機器等の購入費	医療施設等設備整備費補助金		1/2	市町村、公的病院が行うへき地・離島診療支援システムの整備		市町村 へき地医療 拠点病院 民間病院
10	過疎地域等特定診療所設備整備事業	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器	医療施設等設備整備費補助金		3/4	市町村が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備		市町村
11	救命救急センター施設整備事業	救命救急センターとして必要な新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	医療提供体制施設整備交付金（以下「交付金」という）		0.33	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う救命救急センター施設整備	医療指導體 地域医療係 井坂 直通092-643-3273	民間病院 公的病院

（注）公立病院：都道府県、市町村
公的病院：日赤、済生会、厚生連、北杜区
民間病院：医師会、医療法人、その他個人等

※この補助事業一覧は、基準額等では一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

No.	平成23年度 補助事業名	補 助 内 容	補助金等の名称	一か所当たり基準額等 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額が補助基準額となる)	補助率 (基準額×補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課・係 担当者 直通電話番号	照会先 (補助対象者)
12	小児医療施設整備事業	小児医療施設として必要な診療棟、小児専用病棟の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	交付金	担当者に要照会	0.33	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う小児医療施設整備	医療指導課 地域医療係 馬田 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
13	周産期医療施設整備事業	母体・胎児集中治療管理室として必要な周産期専用病棟の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	交付金		0.33	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う周産期医療施設		民間病院 公的病院
14	共同利用施設整備事業	地域医療支援病院の共同利用部門として必要な特殊診療棟や開放型病棟の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	交付金	(特殊診療等) 300㎡×160,800円(鉄筋単価) (開放型病棟) 一般病床数(50床限度) ×13,800円(耐火構造) ×143,900円(鉄筋コンクリート)	0.33	都道府県知事の要請を受けた地域医療支援病院(公立病院・公的病院を除く)が実施する共同利用施設の整備。	医療指導課 医療指導係 畑川 直通092-643-3274	地域医療支援病院
15	医療施設近代化施設整備事業 (一般病床) ※新築・増改築による療養病床の整備を除く	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及び患者サービスの向上等につながる病棟等の新築、増改築等の工事費、工事請負費	交付金	担当者に要照会	0.33	公的病院や民間病院 1. 整備区域は築後概ね30年以上経過 2. 一床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ一床当たりの病棟面積18㎡以上(改修の場合は5.8㎡以上かつ一床当たりの病棟面積16㎡以上) 確保すること 3. 直近の医療監視時における医師・看護師の職員数のいずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること 4. 一床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ一床当たりの病棟面積18㎡以上(改修の場合は5.8㎡以上かつ一床当たりの病棟面積16㎡以上) 確保すること 4. 病床数の10%以上の削減(条件あり) 5. 患者食堂又は談話室の整備・スロープの設置等、高齢者・身体障害者に配慮した整備 6. 整備区域の病棟は、最低20床		民間病院 公的病院
16	医療施設近代化施設整備事業 (精神病床)	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及び患者サービスの向上等につながる病棟等の新築、増改築等の工事費、工事請負費	交付金	担当者に要照会	0.33	公的病院や民間病院 1. 整備区域は築後概ね30年以上経過 2. 直近の医療監視時における医師・看護師の職員数のいずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること 3. 一床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ一床当たりの病棟面積18㎡以上(改修の場合は5.8㎡以上かつ一床当たりの病棟面積16㎡) 確保すること 4. 精神病院にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条に基づき常勤の精神保健指定医が2名以上配置されている病院であること。ただし、病床数が100床未満の病院にあっては、常勤の精神保健指定医が1名以上配置されている病院であること。 5. 整備区域の病床数の10%以上の削減(条件あり) 6. 患者食堂又は談話室の整備・スロープの設置等、高齢者・身体障害者に配慮した整備 7. 整備区域の病棟は、最低20床以上の病棟とすること 8. 精神病院及び精神病棟にあっては、整備後の整備区域の病棟には器部屋、6床を超える病室及び原則として鉄格子を設けないこと。	健康増進課 精神保健係 神代 直通092-643-3265	民間病院 公的病院

※この補助事業一覧は、基準額等では一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

No.	平成23年度 補助事業名	補 助 内 容	補助金等の 名称	一か所当たり 基準額等 (面積の場合、面積に 基準単価を乗じた額が 補助基準額となる)	補助率 (基準額× 補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課・係 担当者 直通電話番号	照会先 (補助対象者)
17	医療施設近代化施設整備事業 (結核病棟)	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及び患者サービスの向上等につながる病棟等の新築、増改築等の工事費、工事請負費	交付金	担当者に要照会	0.33	公的病院や民間病院 1. 結核予防法第36条の規定に基づく、指定医療機関であること 2. 建替整備(改築及び移転新築)を伴う場合は、整備区域は築後概ね30年以上経過していること。 3. 一床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ一床当たりの病棟面積18㎡以上(改修の場合は5.8㎡以上かつ一床当たりの病棟面積16㎡以上)確保すること。 4. 直近の医療監視時における医師・看護師の職員数のいずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること 5. 整備区域の病棟の病床数を10%以上の削減(条件あり)	保健衛生課 感染症係 石橋 直通092-643-3268	民間病院 公的病院
18	医療施設近代化施設整備事業 (改修)	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及び患者サービスの向上等につながる病棟等の新築、増改築等の工事費、工事請負費 (改修により療養病床を整備する病院「ただし整備区域において一般病床から療養病床に転換する病院を除く」)	交付金	担当者に要照会	0.33	公的病院や民間病院 1. 改修(一部増築を含む)により結核予防法第36条の規定に基づく、指定医療機関であること 2. 建替整備(改築及び移転新築)を伴う場合は、整備区域は築後概ね30年以上経過していること。 3. 一床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ一床当たりの病棟面積18㎡以上(改修の場合は5.8㎡以上かつ一床当たりの病棟面積16㎡以上)確保すること。 4. 直近の医療監視時における医師・看護師の職員数のいずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること 5. 整備区域の病棟は、最低20床以上の病棟とすること	医療指導課 医療指導係 瀬口 直通092-643-3274	民間病院 公的病院
19	医療施設近代化施設整備事業 (療養環境改善)	病院における療養病床の療養環境改善のための整備	交付金	担当者に要照会	0.33	公的病院や民間病院 1. 療養病床に必要な機能訓練室、患者食堂及び浴室の全部又は一部の整備事業であること 2. 病室の整備が伴わない整備計画であること。ただし、1.の整備に当たり既存病室を転用する場合はこの限りではない。 3. 整備後は、医療法及び医療法施行規則に定める療養病床の構造設備の基準を満たすこと。なお、廊下幅に限り、平成5年改正省令附則、平成10年改正省令附則及び平成12年改正省令附則に定める経過措置の基準を適用しても差し支えないものとする。	医療指導課 医療指導係 瀬口 直通092-643-3274	民間病院 公的病院
20	地域災害医療センター施設整備事業	地域災害医療センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	交付金	担当者に要照会	0.33	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う地域災害医療センター施設整備	医療指導課 地域医療係 馬田 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
21	がん診療施設整備事業	がん診療施設として必要な新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	交付金	130.00㎡ ×143,900円(病棟) (診療棟の場合は160,800円) ※いずれも鉄筋コンクリート の場合	0.33	公的病院や民間病院が行うがん診療施設整備 1. 診療棟(診察室、検査室、X線室、手術室、がん治療室、等) 2. がん専用病棟(病室、診察室、処置室、記録室、廊下、等)	医療指導課 医療指導係 瀬口 直通092-643-3274	民間病院 公的病院
22	医学的リハビリテーション施設整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な機能訓練棟、診療棟の新築、増改築に要する工事費	交付金	450.0㎡ ×160,800円(診療棟)	0.33	公的病院が行うリハビリテーション施設 機能訓練棟、診療棟(機能訓練室、水治療室、電気マッサージ室、診察室、等)	医療指導課 医療指導係 瀬口 直通092-643-3274	公的病院

※この補助事業一覧は、基準額等では一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

No.	平成23年度 補助事業名	補 助 内 容	補助金等の名称	一か所当たり基準額等 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額が補助基準額となる)	補助率 (基準額×補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課・係 担当者 直通電話番号	照会先 (補助対象者)
23	治験施設整備事業	治験施設として必要な治験専門外来、治験管理部門の新築、増改築及び改修に要する工事費	交付金	治験専門外来 100㎡ ×160,800円(鉄筋2F) 治験管理部門 75㎡ ×132,600円(鉄筋2F)	0.33	民間病院 以下に掲げる治験管理部門の拡充整備 1. 治験専門外来 (外来診療室、処置室、検査室等) 2. 治験管理部門 事務部門(治験事務室、治験審査委員会事務室) 相談部門(治験依頼相談室、被験者相談室) その他(諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室等)	薬 務 課 生産指導係 田尻 直通092-643-3286	民間病院
24	病院内保育所施設整備事業	新たに「病院内保育所」の開設に必要な、新築、増改築または改修に要する工事費及び工事請負費	交付金	収容定員(30人を限度) ×5㎡ ×133,500円(鉄筋2F)	0.33	民間病院 公的病院	医療指導課 看護指導係 岡田 直通092-643-3276	民間病院 公的病院
25	院内助産所・助産師外来施設整備事業	院内助産所・助産師外来開設に必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	交付金	30㎡ ×113,900円(鉄筋2F)	0.33	民間病院 公的病院 診療所 ※但し、産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関で、新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設する場合に限る	医療指導課 看護指導係 松崎 直通092-643-3276	民間病院 公的病院 診療所
26	院内感染対策施設整備事業	病棟の個室化及び個室の空調設備整備に必要な工事費又は工事請負費	交付金	1室当たり10.614千円 (空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合(別途加算有り))	0.3135 (0.95×0.33)	民間病院 厚生労働省実施の院内感染講習会への参加 (医師又は看護師) バス・トイレ付きの個室整備	医療指導課 医療指導係 中村 直通092-643-3274	民間病院
27	医療機器管理室施設整備事業	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	交付金	80㎡ ×160,800円(鉄筋2F)	0.3135 (0.95×0.33)	民間病院(公立病院・公的病院を除く) 地域医療支援病院や地域がん診療拠点病院等、地域における中核的な医療機関であること 医療機器管理室は臨床工学技士等による管理体制が整えられていること	医療指導課 医療指導係 瀬口 直通092-643-3274	民間病院
28	内視鏡訓練施設整備事業	内視鏡手術の訓練施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	交付金	訓練者×30㎡ (1000㎡を限度) ×160,800円(鉄筋2F)	0.475 (0.95×0.5)	民間病院	医療指導課 医療指導係 阿部 直通092-643-3274	民間病院
29	看護師勤務環境改善施設整備事業	看護職員が働きやすく離職防止につながる看護師詰めの所、処置室、症例等検討会議室等の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	交付金	1看護単位につき 50㎡ ×143,900円(鉄筋2F) (1-A2-4更新付設の場合、別途加算あり)	0.33	民間病院 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入など看護業務の改善に積極的に取組を行っていること 院内研修等独自の離職防止対策の実施	医療指導課 医療指導係 瀬口 直通092-643-3274	民間病院
30	看護師宿舍施設整備事業	病院の看護師宿舍の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	交付金	看護師1人当たり 33㎡ ×160,600円(鉄筋2F)	0.33	民間病院 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入など看護業務の改善に積極的に取組 院内研修等独自の離職防止対策の実施		民間病院

※この補助事業一覧は、基準額等では一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

No.	平成23年度 補助事業名	補 助 内 容	補助金等の 名称	一か所当たり 基準額等 (面積の場合、面積に 基準単価を乗じた額が 補助基準額となる)	補助率 (基準額× 補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課・係 担当者 直通電話番号	照会先 (補助対象者)
31	地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事諸費	交付金	94,000千円	0.3135 (0.95× 0.33)	民間病院、公的病院、診療所 地球温暖化対策に資する病院等の整備であって、病院等並びに整備内容が以下の要件を全て満たすこと。 (1) 病院等において省エネルギーに関する規定等を策定し、組織的な管理体制、個々の職員の役割、基本的な取組の流れ等を定めていること。 (2) 整備の結果、当該病院等において、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第5項に規定する温室効果ガス排出量が整備前より減少することが見込まれるものであること。 (3) 整備内容の例は以下のとおり ア 屋上等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を病院等で通常使用する電力に活用するための整備 イ 屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房、給湯等に利用するための整備 ク 建物の壁面や屋上等の緑化を行う整備 ケ 敷地、屋上等から集めた雨水を建物地下の雨水貯留槽に溜め、ろ過等の処理を行い、トイレの洗浄水等に利用するための整備 コ 病院等の内部で発生する排水にろ過等の処理を行い、上水ほどの水質を必要としないトイレ洗浄水等に利用するための整備 カ 高効率熱源機器の導入整備	医療指導課 医療指導係 瀬口 直通092-643-3274	民間病院 公的病院 診療所
32	救命救急センター設備整備事業 (新型を含む)	救命救急センターとして必要な医療機器及び重傷熱傷患者用備品の備品購入費 ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費 心電図受信装置の購入費 ドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	医療提供体制推進事業 補助金 (以下「統合補助金」という)	田舎者に要照会	2/3	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う救命救急センターの設備整備	医療指導課 地域医療係 井坂 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
33	がん診療施設設備整備事業	がん診療施設として必要ながんの医療器械及び臨床検査機械等の備品購入費	統合補助金	31,500千円	1/3	公的病院や民間病院が行うがん診療施設の設備整備	医療指導課 医療指導係 瀬口 直通092-643-3274	民間病院 公的病院
34	医学的リハビリテーション施設設備整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な医療器械の備品購入費	統合補助金	10,500千円	1/3	公的病院が行うリハビリテーション施設の設備整備	医療指導課 医療指導係 瀬口 直通092-643-3274	民間病院 公的病院
35	共同利用施設設備整備事業	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な共同利用高額医療機器の購入費	統合補助金	210,000千円	1/3	・都道府県知事の要請を受けた地域医療支援病院(公立病院・公的病院を除く)が実施する共同利用設備の整備。 ・地域医療支援病院として3年以上の実績を有すること。	医療指導課 医療指導係 瀬口 直通092-643-3274	地域医療支援病院
36	院内感染対策設備整備事業	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	統合補助金	500円未満 1,019千円 ～100円未満 1,325千円 ～200円未満 2,141千円 ～300円未満 3,262千円 300円以上 4,383千円	2/3	民間病院 公的病院 (補助対象：1台の購入価格が10万円以上の自動手指消毒器)	医療指導課 医療指導係 中村 直通092-643-3274	民間病院 公的病院
37	院内助産所・助産師外来設備整備事業	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	統合補助金	3,811千円	2/3	民間病院 公的病院 診療所 ※但し産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関で、新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設する場合に限る。	医療指導課 看護指導係 松崎 直通092-643-3276	民間病院 公的病院 診療所
38	地域災害医療センター設備整備事業	地域災害医療センターとして必要な医療機器等の備品購入費	統合補助金	田舎者に要照会	2/3	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う地域災害医療センターの設備整備	医療指導課 地域医療係 馬田 直通092-643-3273	民間病院 公的病院

(注)公立病院：都道府県、市町村
公的病院：日赤、済生会、厚生連、北杜協
民間病院：医師会、医療法人、その他個人等

※この補助事業一覧は、基準額等では一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

No.	平成23年度 補助事業名	補 助 内 容	補助金等の名称	1か所当たり基準額等 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額が補助基準額となる)	補助率 (基準額×補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課・係 担当者 直通電話番号	照会先 (補助対象者)
39	小児医療施設設備整備事業	小児医療施設として必要な医療器械(新生児集中管理室「NICU」に必要な医療器械を含む。)の備品購入費	統合補助金	担当者に要照会	2/3	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う小児医療施設の設備整備 NICUを設置する場合には、二四時間診療体制を確保するとともに、必要な職員を配置する他、以下の設備を整えるものとする。 ・新生児用呼吸循環監視装置 ・新生児用人工換気装置 ・保育器 ・その他新生児集中治療に必要な設備	医療指導課 地域医療係 馬田 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
40	周産期医療施設設備整備事業	母体・胎児集中治療管理室に必要な医療器械の備品購入費 ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費	統合補助金	担当者に要照会	2/3	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う周産期医療施設の設備整備 周産期集中強化治療室には、以下の設備を整えるものとする。 ・分娩監視装置 ・呼吸循環監視装置 ・超音波診断装置 ・その他周産期集中治療に必要な設備		民間病院 公的病院
41	内視鏡訓練施設設備整備事業	内視鏡手術の研修に必要な手術テーブル(動物用)、麻酔器、無影燈スコープ、光源装置などの購入費	統合補助金	担当者に要照会	1	民間病院 公的病院	医療指導課 医療指導係 阿部 直通092-643-3274	民間病院 公的病院
42	臨床研修病院施設整備事業	臨床研修医に対する研修環境の充実を図るための外来診療等(外来診療部門、救急診療部門、総合診療部門、在宅医療部門、病歴管理室)等の拡充整備に係る新築、増改築等に係る工事費又は工事請負費	医療施設等施設整備費補助金	500㎡ ×158千円(鉄筋2F)	1/2	私立医科大学付属病院又は臨床研修病院の開設者(国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地方独立行政法人を除く)	医療指導課 医療指導係 植田 直通092-643-3274	左記の病院
43	研修医のための研修施設整備事業	研修棟として必要な講義室、討議室、図書・視聴覚部門、仮眠室、管理部門、食庫等の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	医療施設等施設整備費補助金	研修医数×30㎡ (1000㎡を限度) ×158千円(鉄筋2F)	1/2	私立医科大学付属病院又は臨床研修病院の開設者(国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地方独立行政法人を除く)		左記の病院
44	医師臨床研修病院研修医環境整備事業	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (バルコニー、廊下、階段等共通部門を含む)	医療施設等施設整備費補助金	研修医数×20㎡ ×157,800円(鉄筋2F)	2/3	私立医科大学付属病院又は臨床研修病院の開設者(国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地方独立行政法人を除く)	医療指導課 医療指導係 植田 直通092-643-3274	左記の病院

※この補助事業一覧は、基準額等では一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

No.	平成23年度 補助事業名	補 助 内 容	補助金等の 名称	一か所当たり 基準額等 (面積の場合、面積に 基準単価を乗じた額が 補助基準額となる)	補助率 (基準額× 補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課・係 担当者 直通電話番号	照会先 (補助対象者)
45	臨床研修病院支援システム設備整備事業	臨床病理検討会(CPC)の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び付属機器等の購入費	医療施設等 設備整備費 補助金	・支援側医療機関 7,500千円 ・依頼側医療機関 7,500千円	1/2	私立医科大学付属病院又は臨床研修病院の開設者(国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地方独立行政法人を除く)	医療指導課 医療指導係 蒲口 直通092-643-3274	左記の病院
46	遠隔医療設備整備事業	遠隔医療の実施に必要なコンピューター及び付属機器等の購入費	医療施設等 設備整備費 補助金	(遠隔画像診断装置) ・支援側医療機関 テレパソロジー 4,389千円 テレラジオロジー 15,645千円 ・依頼側医療機関 テレパソロジー 13,553千円 テレラジオロジー 14,188千円 (在宅患者用遠隔医療装置) 7,875千円	1/2	情報通信機器の活用により病理画像、エックス線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の助言による対応を行う (7)テレパソロジー 診断依頼側(患者を直接診察する医療機関)は診断支援側(遠隔地の専門医等)に対し病理組織の顕微鏡画像、眼底画像、超音波画像、内視鏡画像等を主に動画として伝送し、診断支援側は動画画像を基に視察、診断を行い、その結果を診断依頼側に報告する。 (8)テレラジオロジー 診断依頼側(患者を直接診察する医療機関)は診断支援側(遠隔地の専門医等)に対しエックス線、CT、MRI等で撮影した画像を静止画像として伝送し、診断支援側は静止画像を基に視察、診断を行い、その結果を診断依頼側に報告する。 (9)在宅患者用遠隔医療 医学的管理が必要な慢性疾患であって地理的理由等により往診、通院が困難な患者、がん末期患者、人工呼吸器装着患者とうに対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの医療支援を行う。	医療指導課 医療指導係 蒲口 直通092-643-3274	民間病院 公的病院
47	地域診療情報連携推進事業	(1)Web型電子カルテシステム導入事業に必要なシステム設計・開発費、ネットワーク構築費、備品購入費(取付工事料を含む。)	地域診療 情報連携 推進費補助 金	世帯主に要照会	1/2	1. 本事業を行うことにより、従来より充実した地域医療の提供体制を構築する試みの提言 2. 既に何らかの地域医療連携の実施されていること、かつ地域の中心的役割を果たしている医療機関が電子カルテシステムを導入済又は開発中であること 3. 構築したWeb型電子カルテの効果を検証し、その効果を事業年度の翌年度中に公表するとともにその内容を報告書として取りまとめにうえ、厚生労働省に提出すること(より有効で客観的な指標を用いること) 4. 厚生労働省委託事業における用語/コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスターの使用 5. 医療機関間で電子的に情報交換する際の規格に下記を実装すること (1)XML形式(11.1.7 ver. 2.4以降) (2)DICOM規格 6. 連携機関においてセキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムの利用(診療録等の作成)ができること 7. 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4版(平成21年3月厚生労働省)」を遵守すること	医療指導課 医療指導係 蒲口 直通092-643-3274	民間病院

補助希望概要書1(医療施設近代化施設整備事業を除く全ての事業)

【平成23年度】

病 院 名		
所 在 地		
開 設 者		
担 当 者		
連 絡 先	所属	TEL
	メールアドレス:	

1 施設整備事業

事 業 名	整備事業	
必 要 性		
計画の有無		
工 事 費		
予定工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
計画状況	図面等(有・無) 見積書(有・無)	

事 業 名	整備事業	
必 要 性		
計画の有無		
工 事 費		
予定工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
計画状況	図面等(有・無) 見積書(有・無)	

2 設備整備事業

事 業 名	整備事業	
必 要 性		
計画の有無		
工 事 費		
予定工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
計画状況	カタログ等(有・無) 見積書(有・無)	

事 業 名	整備事業	
必 要 性		
計画の有無		
工 事 費		
予定工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
計画状況	カタログ等(有・無) 見積書(有・無)	

(注)近代化施設整備事業は、補助希望概要書2に記入の上、提出してください。

【平成23年度】

病 院 名		所 在 地	
開 設 者		病 床 数	一般 床/ 療養 床/ 精神 床/ その他 床
担 当 者		連 絡 先	所 属 TEL メールアドレス:

- (1) 計画

計画の有無	
概算事業費	
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

- スケジュール表 (有・無)

補助事業計画上の留意点(平成23年度)

- 事業計画の提出は補助金の交付を約束するものではないこと。
(事業の補助効果、緊急性等を考慮して、効率的な配分を行う必要性があることから、県や国による事業計画の不採択、補助事業の廃止等により、補助金等の交付がされない場合があること)
- 平成23年度における医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金にかかる交付要綱は、国において策定作業中であり、今後、補助内容や補助条件等が変更される可能性があること。
- 施設整備及び設備整備について、特に以下の点に留意すること。

施設整備

- ① 事業計画の提出にあたっては、提出後、正当な理由なく安易な取り下げ等を行うことのないよう、十分な協議を経た上で提出すること。
(取り下げにあたっては、詳細な理由の提出が必要。未確定な事業計画に基づく補助金事業計画の提出は受け付けないこと。安易な取り下げを行った場合などは、以降の補助協議を受け付けない。)
- ② 工事図面は、詳細設計であること。(変更の可能性が大きいものは不可)また、開設許可事項の変更許可申請書等に添付する図面と一致していること。
- ③ 事業計画の提出後は、原則、計画の変更(事業費・図面等の変更)はできない。ただし、建築基準法等の法的な要請により、変更が必要な場合は認められることもあるので、至急、県の補助金担当者に相談すること。
(なお、県補助金担当者への連絡が遅い場合には、必要な変更も認められない場合がある)
- ④ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きに準拠しなければならない。
(但し、入札の手続きや結果に関して県への報告は必要ないが、会計検査院等の検査に備えて事績の整理は必要)
- ⑤ 事業対象建物の所有者と開設者が一致していること。
- ⑥ 工事着工は、補助採択事業としての内示以降であること。(直接補助金は国からの内示以降、間接補助金は県からの内示以降)
- ⑦ 平成23年度末までに必ず竣工する工事であること。また、複数年度にまたがる工事であれば、当該年度末時点の施工予定進捗に必ず達する工事であること。
- ⑧ 補助事業により取得し、又は効果の増加した不動産及びその従物については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例)鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造の病院の場合
建物…39年間 防壁…50年間

なお、処分制限期間前に補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、原則として補助金の返還が生じること。

- ⑨ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。
- ⑩ 不明な点は提出前に担当者に十分な確認を行うこと。

設備整備

- ① 事業計画の提出にあたっては、提出後、正当な理由なく安易な取り下げ等を行うことのないよう、十分な協議を経た上で提出すること。
(取り下げにあたっては、詳細な理由の提出が必要。安易な取り下げと思われる場合、以降の補助採択を見送る場合もあること。)
- ② 事業計画の提出後の設備の機種変更等はできないこと。ただし、事業計画提出後に、当該事業計画に係る設備等が製造中止等になった場合は、変更が認められることがあるので、至急、県の補助金担当者に相談すること。
- ③ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きに準拠しなければならない。
- ④ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円(民間団体の場合は30万円)以上の機械・器具については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例)血液透析器…7年間 レントゲン(移動式等を除く)…6年間

なお、処分制限期間前に補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、原則として補助金の返還が生じること。

- ⑤ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。
- ⑥ 不明な点は提出前に担当者に十分な確認を行うこと。